

JFS-C 認証業務に係る認証機関の初回登録及び認定申請に関する規程	発行日 2025-06-10	文書番号 PR_301_14_R00_ja
	改定日	改定番号

JFS-C 認証業務に係る認証機関の初回登録及び認定 申請に関する規程

1. 目的

本規程は、「JFS-C 認証プログラム文書（以下、プログラム文書という）」の「認証活動を行うための基本要件事項」に記載された認証活動を行うための基本要件事項に基づき、認証機関の初回登録プロセスとして一般財団法人 食品安全マネジメント協会（以下、JFSM という））が実施する認証機関との契約締結前の事前審査から契約締結/JFSM データベース（以下、DB という）登録までのプロセス、ならびに登録後に GFSI 承認スキームに基づいた認証活動に必要な認定申請プロセスを規定する。

2. 適用範囲

「JFS-C 認証プログラムに関わる認証業務申請書」（FM301_1-1）を提出し、JFSM に受理された認証機関(以下、申請認証機関という)

但し、プログラム文書 5.1.1 項 2)を満たしている認証機関であること。

3. 認証機関の初回登録プロセス

JFSM は、プログラム文書「認証機関との契約条件」に基づき、事前審査を行い、理事会に付議する。

理事会に承認された申請認証機関は JFSM と契約を締結し DB に機関情報の登録をすることで認証機関の初回登録が完了する。

申請認証機関の申請から事前審査、契約締結及び DB への初回登録までの流れは以下のとおり。

3.1 申請

- 3.2 認証業務システム審査（文書審査）
- 3.3 認証業務システム審査（事務所審査）
- 3.4 審査報告書の作成
- 3.5 理事会付議と承認
- 3.6 契約締結
- 3.7 DB 登録(初回登録完了)

3.1 申請

- 1) 申請認証機関は申請にあたって、以下の「JFS-C 認証プログラムに関わる認証業務申請書」(FM_301_1-1：本規程 別添を参照)書類を準備する。
JFS-C 認証プログラムに関わる認証業務申請書 (FM_301_1-1)（別紙 1-3 を含む）
- 2) 申請認証機関は、JFSM に「JFS-C 認証プログラムに関わる認証業務申請書」を提出し、「JFS-C 認証プログラムに関わる認証業務」を申請する。
- 3) JFSM は提出された FM_301_1-1 によって申請受理とし、記載内容からプログラム文書「認証機関との契約条件」を満たしていることを確認する。
- 4) 3) の確認後、JFSM は認証機関契約事前審査を開始し、「JFS-C_CB 事務所審査チェックリスト」(FM_301_1-2)、および「JFS-C 審査員力量管理表」(FM_301_1-3) (JFSM より送付)の提出を要請する。

JFS-C 認証業務に係る認証機関の初回登録及び認定申請に関する規程	発行日 2025-06-10	文書番号 PR_301_14_R00_ja
	改定日	改定番号

- 5) 申請認証機関は、JFS-C 認証プログラム文書「品質マネジメントシステム文書」が求める文書と共に記入した JFS-C_CB 事務所審査チェックリスト(FM_301_1-2)、および JFS-C 審査員力量管理表(FM_301_1-3)を提出する。JFSM は 3.2 認証業務システム審査を開始する。
- FM_301_1-2:JFS-C_CB 事務所審査チェックリスト
FM_301_1-3 : JFS-C 審査員力量管理表
- 「品質マネジメントシステム文書」は、以下を含む文書である。
- ① 品質方針
 - ② 機関の法的地位（所有構造、組織相関図、組織図（組織相関図は、それぞれの組織が管理構造を通じて互いどのように関連するかを示さなければならない））
 - ③ 委員会構成、役割、及び手順を含めた認証プロセスの管理
 - ④ マネジメントレビュー方針と手順
 - ⑤ 文書管理の手順
 - ⑥ 品質に関する運用及び機能に関わる責任（含むその権限の範囲）
 - ⑦ 人材採用手順（認証に関連する要員の選考、初期教育・訓練、その後の教育・訓練及びパフォーマンス評価）
 - ⑧ 認証に関わる業務委託者のリスト及び指名、評価を含む管理手順
 - ⑨ 不適合に対する処置手順、是正処置、予防処置の有効性確認手順
 - ⑩ 認証の使用に関する手順、及び認証の取り消し、一時停止に関する手順
 - ⑪ 異議申立、苦情、紛争に関する方針と手順
 - ⑫ 内部監査手順（発見された不適合に関する是正処置対応を含む）

3.2 認証業務システム審査（文書審査）

認証業務システム審査は文書審査と事務所審査で構成され、JFSM は、申請認証機関が JFS-C 認証活動及び審査が可能であるかを審査する。

- 1) JFSM は、本文書 3.1 5) で求める関連書類を受領後、文書審査を行う。文書審査では、提出されたシステム文書から以下に示した有効性、適切性、及び JFS-C 認証プログラムの要求事項を満たしているかどうかを確認し、JFS-C 認証活動の適格性を評価する。

文書審査の確認内容

- ① 品質マネジメントシステムの有効性
 - ② 登録予定審査員の資格および教育訓練の適切性
- 2) 文書審査に関しては現地での立会いもしくは情報通信技術（ICT）を活用したリモートでの審査を可能とする。文書審査の結果、不適合が検出された場合、JFSM は期限を定めて不適合の修正を申請認証機関に要請する。申請認証機関が 6 ヶ月内に不適合を修正しない場合、JFSM は当該申請を却下することができる。

3.3 認証業務システム審査（事務所審査）

JFSM は、文書審査の後、申請認証機関の事務所において対面(または、オンライン方式)の事務所審査を行う。JFSM は、事務所審査前に、申請認証機関に対し、「JFSM 事務所審査計画書(FM_301_2-1)」を送付し、審査計画についてあらかじめ共有する。事務所審査においては文書審査までにおける不適合への対応確認の他、

JFS-C 認証業務に係る認証機関の初回登録及び認定申請に関する規程	発行日 2025-06-10	文書番号 PR_301_14_R00_ja
	改定日	改定番号

JFS-C の認証活動及び審査における、継続的運用の実施についてヒヤリングする。事務所審査での確認や、ヒヤリングの結果、プログラム文書への不適合が検出された場合、JFSM は期限を定めて不適合の修正を申請認証機関に要請する。申請認証機関が定められた期限内に不適合に対応しない場合、JFSM は当該申請を却下することができる。

*事務所審査の実施は、「JFS-C 認証プログラムに係る認証機関に対するサーベイランス活動規程」(PR_301_06) を参照のこと。

3.4 審査報告書の作成

JFSM は、本文書 3.2 認証業務システム審査（文書審査） 3.3 認証業務システム審査（事務所審査）の評価を審査結果として、適合の場合には、審査チェックリスト（FM_301_1-1）に「適合」と記入し、最終判断を記入した審査チェックリストを最終版とし、その審査チェックリスト、および不適合がある場合には、不適合観察事項報告書（FM_301_2-2）、審査当日に認証機関記入の JFSM 事務所審査出席者リスト（FM_301_2-3）を審査報告書一式としてまとめる。

（JFS-C 認証プログラム文書にかかる認証機関に対するサーベイランス活動規程参照のこと）

3.5 理事会付議と承認

JFSM は、本文書 3.4 の審査報告書より、申請認証機関の契約・初回登録について、理事会に付議し、理事会の判断に基づき、申請認証機関を承認する。

理事会への付議の結果、申請認証機関に対して契約・初回登録を保留とされた場合には、申請認証機関は定められた期限内に追加情報等、理事会が求める情報を提出しなければならない。申請認証機関が定められた期限内に提出しなかった場合、理事会・JFSM は当該申請を却下することができる。

3.6 契約締結

- 1) JFSM は、承認を受けた申請認証機関との間で、認証業務に係る契約を締結する。契約締結した認証機関は、JFSM のホームページで公表される。
- 2) 契約締結の手順については、「PC_301_02 認定機関及び認証機関との契約締結手順」を参照の事。

3.7 DB 登録(初回登録)

- 1) 本文書 3.6 契約締結後、申請認証機関は契約認証機関となり、JFSM の DB に機関情報、登録する審査員情報を登録し、初回登録を完了する。
- 2) 初回登録の完了後、契約認証機関は JFS-C 規格の認証活動を開始することが可能となる。
注記 1：JFS-C 規格の認定を受けるまでの間、契約認証機関が行う JFS-C 規格の認証活動で付与した認証書には認定機関のロゴを入れることはできない。
注記 2：認定機関のロゴを入れる場合には次項 4 で規定する JFS-C スキームの認定を受けなければいけない。

4. 初回登録後に GFSI 承認規格の JFS-C 規格の認証活動を行う為の認定申請プロセス

JFS-C 認証業務に係る認証機関の初回登録及び認定申請に関する規程	発行日 2025-06-10	文書番号 PR_301_14_R00_ja
	改定日	改定番号

本文書 3.7 の初回登録を完了した認証機関は、JFS-C 規格の認証活動を行うことが可能であるが、GFSI 承認規格としての JFS-C 規格の認証活動を行う為には、JFSM の契約認定機関から JFS-C スキームの認定を受けることが必要である。

4.1 認定申請と認定

- 1) 申請認証機関(認証機関)は、契約締結後から認証業務を開始できるが、認定機関に申請し受理された日から 12 か月以内に認定を受けなければならない。
- 2) 12 か月以内に認定を受けることが出来ない場合、または遅延がある場合、認証機関は、再度認定機関に申請し、認定を得るための計画を書面により JFSM に提出し、承認を得なければならない。
提出された計画について、JFSM は以下の対応を取る。
 - ① JFSM は、GFSI 承認の JFS-C の認証活動に影響について、GFSI のシニアテクニカルマネージャーに共有する。
 - ② この計画に妥当性が認められない場合、JFSM は認証機関との契約を解除する。
- 3) 認定範囲の拡大時の認定申請については、JFS-C 認証プログラム文書「認証機関の認定範囲」に従う。

以上

この文書で参照する様式

- JFS-C 認証プログラムに関わる認証業務申請書(FM_301_1-1)
 - ◇ 別紙 1：認証に係る機関の事業所の情報
 - ◇ 別紙 2：認証審査に係る活動の下請負先及び下請負先の事業所の情報
 - ◇ 別紙 3：本協会以外の GFSI 承認スキームに関わる認定授与に関する事項
- JFS-C 事務所審査チェックリスト(FM_301_1-2)
- JFS-C 審査員力量管理表(FM_301_1-3)
- JFS-C 事務所審査計画書(FM_301_2-1)
- JFS-C 不適合観察事項報告書(FM_301_2-2)
- JFS-C 事務所審査出席者リスト(FM_301_2-3)

主たる改定内容	制・改定日
新規制定	2025年6月10日

JFS-C 認証業務に係る認証機関の初回登録及び認定申請に関する規程	発行日 2025-06-10	文書番号 PR_301_14_R00_ja
	改定日	改定番号

FM_301_1-1

一般財団法人 食品安全マネジメント協会 御中

20__年__月__日

JFS-C認証プログラムに関わる認証業務申請書

申請法人 名称：

(登記情報を記載)

所在地：

〒

代表者役職：

代表者氏名：

下記のとおりJFS-C認証プログラムに関わる認証業務を申請致します。

1. 申請認証機関に関する事項 (機関名称を記載。登記簿上の名称と同一でなくても結構です)

名称：

略称：

代表者：

1) トップマネジメント (認証の品質に執行責任を持つ経営管理者) の役職・氏名

2) 本部又は主たる事務所の所在地：

〒

TEL：

() -

FAX：

() -

URL：

3) 事業年度 (決算月)：

4) 本申請に関する連絡先：

〒

a) 正：所属/役職

氏名

TEL：

() -

FAX：

() -

E-mail：

b) 副：所属/役職

氏名

TEL：

() -

FAX：

() -

E-mail：

JFS-C 認証業務に係る認証機関の初回登録及び認定申請に関する規程	発行日 2025-06-10	文書番号 PR_301_14_R00_ja
	改定日	改定番号

5) 経理担当（請求書送付先）：

〒 _____

所属／役職 _____ 氏名 _____

TEL： () - _____ FAX： () - _____

E-mail： _____

2. JFS-Cプログラムに関わる認証業務の申請に関する事項

1) 申請するセクター分類（該当する分野別指針による。セクター分類がない場合はセクター名）

- CI:腐敗しやすい動物性製品の加工
- CII:腐敗しやすい植物性製品の加工
- CIII:腐敗しやすい動物性及び植物性製品の加工(混合製品)
- CIV:常温保存製品の加工
- K:化学及びバイオ化学薬品（食品原料または食品製造の加工助剤として使用される化学製品（生化学製品を含む）及び培養物の製造） なお、ここでいう化学及びバイオ化学薬品とは、食品に係る化学製品（生化学製品を含む）をいう。

3. 認証活動を行う事業所などに関する事項

1) 認証に係る機関の事業所

申請するセクター分類における、認証に係る機関の本部／主たる事務所以外の事業所の有無。“有”を選択した場合は、本申請書「別紙1」に事業所の名称、所在地（国又は経済圏）などを記入して添付。

有 無

2) 認証審査に係る下請負先及び下請負先の事業所

申請するセクター分類における、機関が下請負契約する認証審査に係る下請負先及び下請負先の事業所の有無。“有”を選択した場合は、本申請書「別紙2」に事業所の名称、所在地（国又は経済圏）などを記入して添付。

有 無

JFS-C 認証業務に係る認証機関の初回登録及び認定申請に関する規程	発行日 2025-06-10	文書番号 PR_301_14_R00_ja
	改定日	改定番号

4. 本協会以外のGFSI承認スキームに関わる認定の有無

申請するカテゴリセクター分類における、本協会以外の認定機関からの現在及び過去の認定の授与。“有”を選択した場合は、本申請書「別紙3」に該当する認定機関ごとに情報を記入して 添付。

有

無

5. 審査員に関する事項

認証に従事させる審査員について、その資格、トレーニング履歴、業務経験、食品に関連する活動範囲の詳細については事前審査開始後に「FM_301_1-3_JFS-C 審査員力量管理表」に記入して提出のこと。

JFS-C 認証業務に係る認証機関の初回登録及び認定申請に関する規程	発行日 2025-06-10	文書番号 PR_301_14_R00_ja
	改定日	改定番号

別紙1

認証に係る機関の事業所の情報

必要に応じ、この表の行数を適宜増やして記入いただくか、同様な記載を含む別表を提示いただいても結構です。

事業所の情報	
1	名 称：
	所在国： <input type="checkbox"/> 日本国 <input type="checkbox"/> 日本国以外の国又は経済圏 所在地：
	活動内容：
2	名 称：
	所在国： <input type="checkbox"/> 日本国 <input type="checkbox"/> 日本国以外の国又は経済圏 所在地：
	活動内容：

JFS-C 認証業務に係る認証機関の初回登録及び認定申請に関する規程	発行日 2025-06-10	文書番号 PR_301_14_R00_ja
	改定日	改定番号

別紙 2

認証審査に係る活動の下請負先及び下請負先の事業所の情報

必要に応じ、この表の行数を適宜増やして記入いただくか、同様な記載を含む別表を提示いただいても結構です。

	下請負先の事業所の情報
1	名 称：
	所 在 国： <input type="checkbox"/> 日本国 <input type="checkbox"/> 日本国以外の国又は経済圏
	所 在 地：
	活動内容：
	認定の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<認定有りの場合> 認定機関名： 認定基準： 認定範囲分類：

	下請負先の事業所の情報
2	名 称：
	所 在 国： <input type="checkbox"/> 日本国 <input type="checkbox"/> 日本国以外の国又は経済圏
	所 在 地：
	活動内容：
	認定の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<認定有りの場合> 認定機関名： 認定基準： 認定範囲分類：

JFS-C 認証業務に係る認証機関の初回登録及び認定申請に関する規程	発行日 2025-06-10	文書番号 PR_301_14_R00_ja
	改定日	改定番号

別紙 3

本協会以外の GFSI 承認スキームに関わる認定授与に関する事項

必要に応じ、この表の行数を適宜増やして記入いただくか、同様な記載を含む別表を提示いただいても結構です。

1	認定機関名：
2	所在地：
4	初回認定日：
5	有効期限日：
6	<p>認定の状態：</p> <p>a) 該当する認定状態の項目にチェック。 <input type="checkbox"/> 現在、認定されている。 <input type="checkbox"/> 現在は、認定されていない。</p> <p>b) 現在又は過去に認定の一時停止、取消し、認定範囲縮小の有無。 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（該当項目にチェックし、以下に内容を付記） <有の場合> <input type="checkbox"/> 認定の一時停止 <input type="checkbox"/> 認定の取消し <input type="checkbox"/> 認定範囲の縮小 期間又は期日；</p>
7	<p>認定範囲分類： 現在、認定されている認定範囲分類に係る情報を記入*1。</p> <hr/> <p>認定を受けた事業 所名：</p>

*1 認定範囲を含む認定証のコピーを添付する場合は記述を省略して良い。